



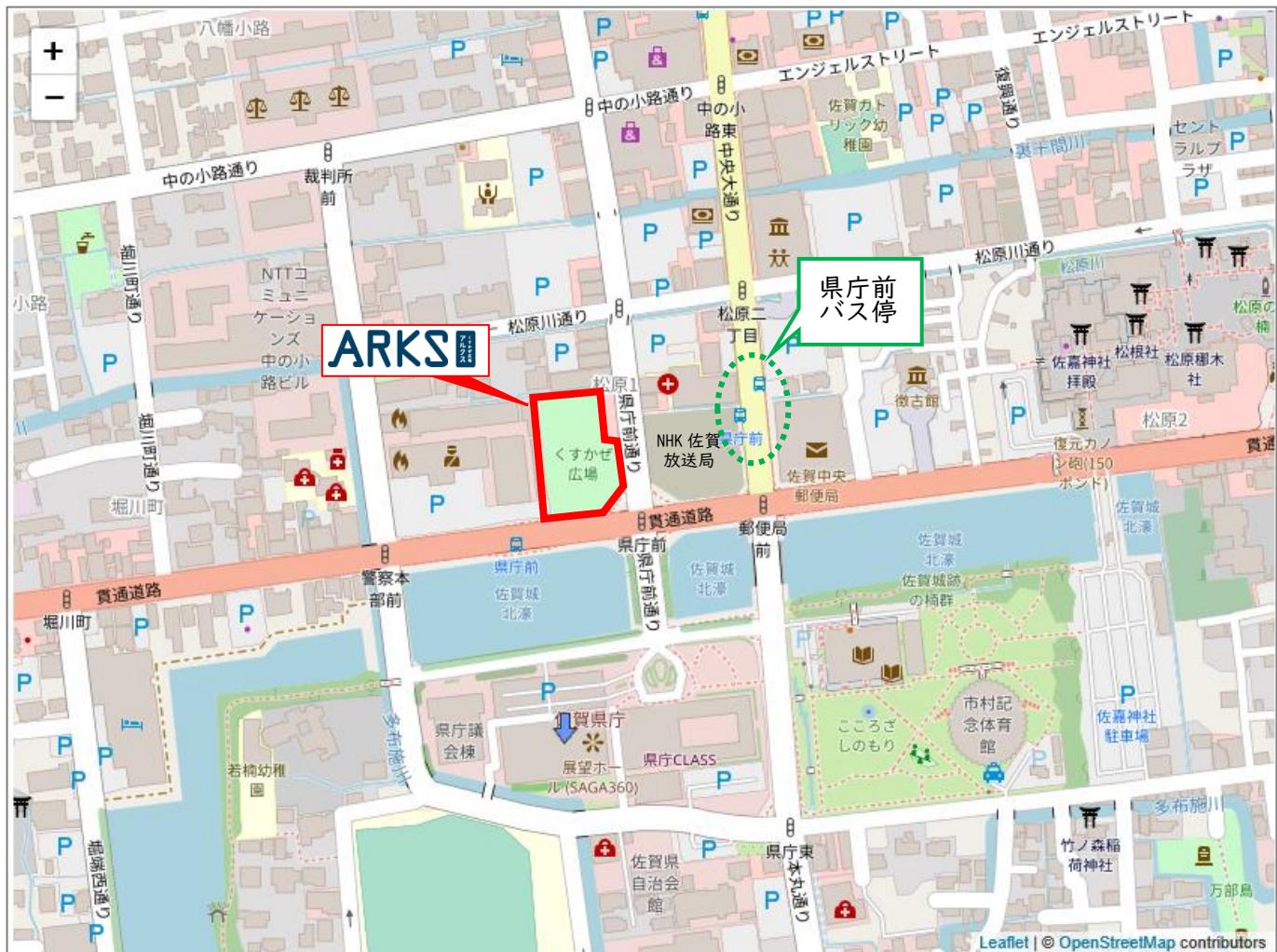
イベント利用マニュアル

広場概要



ARKS（アルクス）は、佐賀市中心市街地エリアと佐賀城公園エリアを結ぶ重要な場所（結節点）であり、「歩くきっかけ、歩く楽しさを情報発信する、集いと憩いの場所」をコンセプトにオープンしました。広場にはステージを設け、イベントスペースではマルシェや催事、各種イベントを開催いただける、広々とした芝生が整備され魅力的な空間となっています。

アクセスマップ



●電車でお越しの場合

「JR佐賀駅」徒歩約20分

●バスでお越しの場合

「県庁前」バス停 徒歩約1分

ステージ前広場



約3m×約5mのステージが設置されたステージ前広場は、屋外ステージを利用した音楽イベントやヨガイベントなどでご利用いただけます。



仕様

面積	約253m ²
電源設備	コンセント×2口 100V
水道設備	足洗場 1箇所

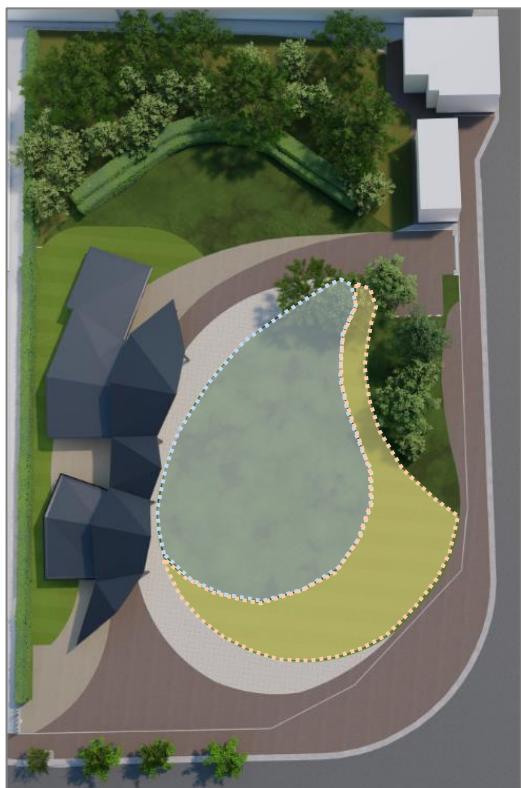
※大音量を発生する装置の使用はできません。

※ステージや芝生を著しく傷つける行為はお控えください。

中央広場



芝生エリアと緑化舗装エリアをあわせ持った中央広場。芝生広場でイベントを行うことはもちろん、緑化舗装上にカートを並べてマルシェイベント等としてもご利用いただけます。



仕 様

面積	芝生エリア : 約 599 m ² 緑化舗装エリア : 約 472 m ²
電源設備	コンセント×2口 100V
水道設備	足洗場 1箇所

※大音量を発生する装置の使用はできません。

※コンセントは延長ケーブル等を使用する必要があります。

※ステージや芝生を著しく傷つける行為はお控えください。

イベントの利用にあたって

イベントの実施について、県から委託を受けた事業者（以下「事業者」といいます。）が受付や管理を行います。利用規約や諸法規を遵守し、来場者の安全面や周辺にお住いの方々の迷惑とならないよう最大限配慮したうえでイベントの実施運営を行ってください。

1 使用目的

広場は、県の各種行事の実施場所として使用するほか、利用される方々が周辺を歩き、憩い、集い、にぎわう場所として使用します。また、これらの利用に支障のない範囲で、一般の方が主催するまちの賑わいの創出につながる各種イベントや文化活動の場として貸し出します。

2 イベントの利用時間

イベントを実施できる時間は、原則9時から18時までとします。

※使用時間には、会場準備から片づけまでの時間を含みます。

※イベントの内容によっては使用時間を延長できる場合があります。

※連続しての使用は1週間を限度とします。

※基本、毎週火曜日と12月31日～1月3日は使用できません。

3 利用制限

下記に該当する内容及び行為は禁止します。

- ① 大音響、異臭などにより、利用者や近隣住民に不快感や嫌悪感を与えること
- ② 政治活動や宗教活動などの行為
- ③ ごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- ④ 飲食店やキッチンカーの営業を妨害する行為
- ⑤ 物を放置したり、火薬類その他の危険物を持ち込んだりすること
- ⑥ 広場の管理上支障があると認められる行為
- ⑦ 火気を使用した行為

※不特定多数の方の来場を想定したイベント等であれば、火気を使用できる場合もあります。詳細は、県まちづくり課までご相談ください。

4 使用許可

下記に該当する内容及び行為をするときは、許可が必要です。

- ① 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類すること
- ② 署名・寄付等の勧誘及び募金活動（別途、県の後援が必要になります）
- ③ 工作物（地面に固定される物）の設置

※上記以外で、行いたい行為がある場合は別途、県まちづくり課へ相談してください。

ただし、判断に時間を要することや条件等があるため、お早めにご相談ください。

5 搬入・搬出作業及び設営・撤去作業について

（1）車両の乗り入れについて

- ・イベント実施に伴う資材等の搬入搬出の際は、コンクリートや緑化舗装上を通行してください。通行時は来場者の安全確保を行い、必要に応じて誘導員の配置をお願いします。
- ・広場内には資材などの積込積降の間を除いて駐車はできません。

（2）養生について

- ・搬入出や重量物等の設置作業を行う際に著しく床面を傷つける恐れのある場合、その部分を十分養生してください。
- ・重量物等の設置については、床の一部に集中荷重がかかることのないよう重量を分散するなど措置をとって養生してください。

（3）使用後の清掃について

- ・使用後は、使用区域に留まらず、広場全体及び周辺の清掃を行いゴミは全て持ち帰ってください。
- ・特に飲食を伴う場合は、イベント実施者による汚れはもとより、来場者の食べ残し等による汚れについてもイベント実施者の責任で清掃してください。
- ・飲食を伴うなどゴミが多く発生するイベントを開催する場合、イベント実施者はゴミ箱を設置してください。
- ・油を使用する際は、ブルーシート等を敷いてください。芝生やインターロッキングに付いたシミは原状回復していただきます。その他不明な点は、事業者の指示に従ってください。

（4）撤収後の確認について

- ・イベント終了後、広場の清掃状況や施設設備の損壊について、事業者の立会により確認を受けてください。万一、汚れや損壊等があった場合は、速やかに原状回復してください。

6 イベント実施者の責務

イベント実施者は以下の事項を遵守してください。

- ・広場使用中は事故の無いよう、常に善良なる意識と管理者の注意をもって行動してください。必要に応じて警備員又は相応の技能を有するスタッフを配置してください。なお、その費用はイベント主催者の負担となります。
- ・イベントの内容に応じて、イベント主催者の責任と負担において必要な損害賠償保険・傷害保険等に加入してください。
- ・関係法令の定めを遵守してください。
- ・法令に定められた関係諸官庁への届出及び許可申請並びに関係機関への届出を行ってください。
- ・音やにおいが発生する行為を行う場合は、近隣商店街や自治会等へ事前に通告し、理解を得てください。
- ・来場者、一般利用者の安全と衛生や広場周辺の良好な環境の維持に充分配慮し、イベント実施中は責任者が常駐し、事故や苦情等があった場合は主催者として誠実に対応してください。万一、苦情等があった場合は、事業者へ報告してください。
- ・広場は、憩いを求める県民・観光客が訪れる場所であるため、使用の際は景観に十分に配慮してください。
- ・周辺住民の迷惑となるような必要以上の音量は控えてください。

7 必要書類

(1) 提出する書類

- ・使用図面
- ・内容が分かる資料

(2) 必要に応じて提出する書類

- ・設営撤去スケジュール
- ・警備計画書 等

8 予約申込方法

- ・本マニュアルをご確認のうえ、「1.問合せ先」の事業者までご連絡ください。
- ・お申込みに際しては、「9. お申し込みの主な流れ」に沿って行ってください。
- ・企画内容が本マニュアルに準じており、予定に空きがある場合は事業者より日程の仮押さえと今後の流れについて御案内させていただきます。

9 お申込みの主な流れ

① お問い合わせ

- ・メール・電話・窓口等により空き状況等を事業者へご確認ください。
- ・広場の設備・備品等についても事業者までお問合せください。

② 利用申込

- ・応募フォームにて申請してください。（「団体、機関の長、企業代表者名義」によるもの）
※応募フォームは事業者と打ち合わせ後に事業者から送付します。
- ・応募フォーム申請時に次の資料を添付してください。また、内容に応じて必要な書類があれば合わせて送付してください。

ア 使用図面

- イ (所有していれば) 内容のわかるもの＜企画書、台本、絵コンテ、行事概要書、チラシ等＞
- ウ 必要に応じて提出する書類

- ・申込期間は原則、利用開始日の6ヵ月前から1ヵ月前までとなります。
- ・イベント内容により保健所や警察署等への届出が必要な場合、イベント主催者にて届け出て下さい。

③ 利用審査

- ・②の応募フォーム受領後、1週間以内に企画内容等を審査し、利用可否を連絡します。ただし、内容に疑義があった場合は調整に時間を要する場合はこの限りではありません。

④ 利用料金のお支払い

- ・県から利用料金支払いのための「納入通知書」をお送りしますので、納入通知書に記載してある納入期限日までに利用料金をお支払いください。

⑤ 事前調整

- ・提出書類に変更がある場合は、至急ご相談ください。
- ・現地の下見など事前確認が必要な場合は事業者へご相談ください。

⑥ 実施

- ・設営、撤去・開催中の安全管理や来場者対応等の実施における対応は、イベント主催者で行っていただきます。
- ・ご利用後は原状回復をお願いします。

⑦ 追加精算

- ・事前に精算したもの以外に追加費用が発生した場合は、後日、新たに納入通知書を送付いたしますので、納入通知書に記載してある納入期限日までにお支払いください。

※使用の取消しについて

- ・使用的許可を受けた後、広場の使用を取り消す場合は、速やかに「変更許可申請書」を提出してください。
- ・なお、原則納入された使用料の返却はいたしません。ただし、以下の理由に該当する場合は、その全部又は一部を還付しますので、ご相談ください。
 - ①広場の管理上必要があるため、その使用の許可を取り消したとき
 - ②災害その他やむを得ない事情により使用できなくなつたとき

10 料金体系について



区分	イベントスペース	利用料
赤	ステージ前広場	230円/時
青	中央広場	970円/時
黄	園路	660円/時
赤+青+黄	広場全体	1860円/時

広場内をイベント等で占用する場合は、許可を受けた後に、使用料の納入が必要です。

上記は1時間ごとの使用料となります。

- ・ステージ前広場、芝生広場、園路を同時に使用することが可能です。その際の使用料はそれぞれの使用料を合算した金額となります。（園路にイベントのためのテント、キッチンカー、音響機器などの物を設置する場合は、園路の使用料も発生します。）
- ・園路を使用する場合は、歩行者の通行や、店舗及びトイレの出入りを妨げないでください。また、大屋根の支柱や、高さの低い照明柱があるため、傷つけたり、壊したりしないよう注意してください。
- ・水道、電気料金は別途徴収する場合があります。

※県の協賛・後援事業等は無料または減額（5割）の対象となる場合があります。詳しくは、県まちづくり課までご相談ください。

II 問合せ先について

株式会社 LEGGO (レゴ)

【TEL】 050-8883-6964 【MAIL】 info@leggo-inc.com

※メールの場合は、利用予定日時、イベント概要、担当者氏名・連絡先を記載してください。

内容確認後、(株) LEGGO より折り返しご連絡いたします。